

． 意5条3号（機能にのみ基づく意匠の保護除外）

< 関連条文 >

意匠法

（意匠登録を受けることができない意匠）

第5条 次に掲げる意匠については、第3条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

1．導入の趣旨

その物品の機能を確保するために不可欠な形状は、技術的思想の創作であって、本来、特許法・実用新案法によって保護されるべきものである。そのような形状が意匠法により保護されることになれば、意匠法が保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与するのと同様の結果を招くこととなる。

このような弊害は、今回の改正において物品の部分に係る意匠を保護対象とすることにより、顕在化する可能性がある。

また、諸外国においても、技術的機能のみに基づいて表された意匠を意匠制度の保護の対象から除外する等の規定等を設けている国が多い。

これらを勘案し、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠を保護除外とする規定を設けた。

2．意5条3号（物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠）の基本的考え方

2.1 物品の機能

「物品の機能」とは、その物品が発揮する技術的な作用、効果（以下「物品の技術的機能」という。）をいい、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が発揮する「美的効果」のように心理的・視覚的機能は含まない。

2.2 物品の機能を確保するために不可欠な形状

「物品の機能を確保するために不可欠な形状」とは、物品の技術的機能を確保するために必然的に決まってしまう形状（以下、「必然的形状」という。）をいう。

2.3 不可欠な形状のみからなる意匠

「不可欠な形状のみからなる意匠」とは、その意匠の形状が、専ら必然的形状だけで構成されているものをいう。

なお、「形状のみ」とは、物品の技術的機能は専ら形状によって体现されることから、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、その意匠の形状にのみ着目するとの趣旨を表す。したがって、その意匠の形状が必然的形状により構成されている場合は、模様、色彩又はこれらの結合の有無を問わず、本号を適用することとする。

3. 「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」として意匠登録を受けることができないもの

(1) 物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状（必然的形状）からなる意匠。

出願された意匠が必然的形状に該当するか否かは、物品の技術的機能を体现している形状のみに着目して判断することとし、その際には、特に次の点を考慮するものとする。

その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か。

必然的形状以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か。

図1 「衛星放送受信アンテナ用反射鏡」



この意匠は、パラボナアンテナの反射鏡としての機能を確保するために不可欠な、一定の円形開口を有する回転放物面の形状（ $x^2+y^2=4fz$ により特定される。）を反射鏡面として用いたものである。

(2) 物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状（準必然的形状）からなる意匠

物品の互換性の確保等（技術的機能の確保を含む）のために、物品の形状及び寸法等の各要素が規格化・標準化されているものであって、規格化・標準化された形状及び寸法等により正確に再製せざるを得ない形状からなる意匠についても、(1)の必然的形状に準じて取り扱う。

ただし、本規定の適用は、形状に基づく機能の発揮が主たる使用の目的となっている物品に限ることとする。

したがって、例えば以下に示すような物品は、公的な標準規格あるいは事実上の標準規格により定まる形状を有していても、本規定の対象としない。

形状に基づく機能の発揮が使用の主目的と認められない物品の例

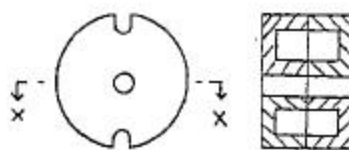
意匠分類	物 品	対応する規格
F 3—1 1 1 0	事務用紙	（紙の原紙寸法 JIS P 0202）
F 3—1 3 0	日用紙（便せん、封筒など）	（封筒 JIS S 5502）
H 4—4 1 0	記録媒体（磁気ディスク）	（コンパクトディスクオーディオシステム JIS S 8605）
L 6—2 0	建築用装飾板等	（建築用ボード類の標準寸法 JIS A 0006）

出願された意匠が準必然的形状に該当するか否かは、形状のみに着目して判断することとし、その際には、特に次の点を考慮するものとする。

その形状が標準化された規格により定まるものであるか否か。

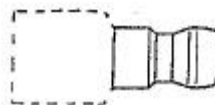
標準化された規格により定まる形状以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か。

図 2-1 「磁心」



この意匠の形状は、JIS 規格「C2516 PP 型磁心 PP9 × 5」に基づくものである。

図 2-2 「電気コネクタ」



この意匠の形状は、JIS 規格「B8031 ねじ型端子 M4」に基づくものである。

(注) 物品の互換性確保等のために標準化された規格に該当するものとして、以下のものが挙げられる。

公的な標準

財団法人日本規格協会が策定する J I S 規格 (日本工業規格)、I S O (国際標準化機構) が策定する I S O 規格等の、公的な標準化機関により策定された標準規格。

事実上の標準 (デファクト・スタンダード)

公的な規格とはなっていないが、その規格が当該物品分野において業界標準として認知されており、当該標準規格に基づく製品がその物品の市場を事実上支配しているものであって、規格としての名称、番号等によりその標準となっている形状、寸法等の詳細を特定することができるものをいう。